

埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請について（一部抜粋）

1 対象区域 埼玉県全域

2 実施期間 令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで

3 県民に対する要請

特措法第45条第1項に基づく要請

○感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること

○不要不急の帰省や旅行など**県境をまたぐ移動**は、極力控えること

○日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、午後8時以降の外出を自粛すること

（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く）

○外出する必要がある場合にも、極力家族や**普段行動をともにしている仲間**と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること

○**路上・公園等における集団での飲酒**など感染リスクが高い行動を自粛すること

その他のお願い

○外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、**目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること**

○ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること

○飲食の際は90分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること

○会食はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く。）とし、ホームパーティは自粛すること

○**マスク、手洗い・アルコール消毒、換気**、三密回避を徹底すること

○買い物は、できる限り一人で行くこと

9 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

◇県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

◇屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。

<感染防止対策>

以下の行為を伴う利用は禁止する。

- 宿泊施設の使用
- 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
- 身体的な接触を伴う行為
（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
- その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の感染防止対策を徹底する。

- マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
- 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
- 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入
- その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること

緊急事態宣言期間における教育関係の対応

基本的な感染防止対策を徹底した上で夏休み中の教育活動を実施する

1. 家庭内感染防止の取組

- 児童・生徒が主役となった家庭内での感染防止対策の推進（『子供たちが感染防止リーダー』）
 - ・ 各家庭で子供たちが「感染防止リーダー」となり、家族ぐるみの感染防止対策を実践する。
 - ・ 市町村教育委員会と連携して、広く県内全域での取組を推進する。

2. 部活動

- 感染防止対策を徹底した上での部活動の実施

活動日数	県外での活動	泊を伴う活動
週4日以内	禁止	禁止

※ 全国大会やコンクール等に出場する場合を除く

- ・ 健康観察を徹底するとともに、発熱者・体調不良者等の活動参加禁止を徹底する。
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は原則として行わない。
- ・ 自宅と活動場所との直行直帰を徹底する。
- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底する。
- ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底する。
- ・ 中学校における部活動について、市町村教育委員会に対し、県立学校に準じた対応を要請する。